

第3章 社会福祉

第4節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

1 戦没者の遺族,戦傷病者の援護等

(1) 戦没者の遺族の援護

過ぐる大戦において,公務上又は業務上負傷し,又は疾病にかかり,これにより死亡した軍人,軍属及び準軍属(国家総動員法により徴用された者,総動員業務に協力した動員学徒,戦闘に参加した一般邦人等)の数は200万人をこえるものと推定されている。

これらの戦没者の遺族に対しては,恩給法,戦傷病者戦没者遺族等援護法又は旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法により遺族給付が行なわれている。

以上のような戦没者の遺族に対する援護の措置のほか,戦没者の妻など戦争以来特別な事情にあつたと認められる者の精神的痛苦に対して,国が特にねぎらうために,38年度には戦没者等の妻に対する特別給付金支給法が,42年度には戦没者の父母等に対する特別給付金支給法が制定され,それぞれ20万円の10年以内償還,10万円の5年以内償還の記名国債が支給されている。また戦後20年を経た40年度には,遺族年金,公務扶助料等を受けていない弔慰金受給者に対してあらためて特別弔慰金を支給するため,戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法が制定されている。

戦傷病者戦没者遺族等援護法は,その対象の大部分を軍属及び準軍属とし,戦没者の遺族に支給する給付は,遺族年金,遺族給与金,遺族一時金及び弔慰金の4種である。

軍人,軍属が公務上の傷病により死亡した場合は,その遺族に遺族年金が支給され,準軍属が公務上の傷病により死亡した場合は,遺族給与金(年金給付)が遺族に支給される。昭和43年3月末現在の受給人員は第3-4-1表のとおりである。

第3-4-1表 遺族年金,遺族給与金受給者数

第 3—4—1 表 遺族年金, 遺族給与金受給者数 (単位:人)

	遺 族 年 金		遺族給与金
	軍 人	軍 属	準 軍 属
総 数	71,039	95,382	42,526
先 順 位 者	37,090	82,140	37,392
後 順 位 者	33,949	13,242	5,134

厚生省援護局調べ

軍人,軍属が日華事変以後の公務傷病に併発した傷病により退職後2年(結核及び精神病の場合6年)以内に死亡した場合並びに戦地勤務期間6か月以上の軍人,軍属が復員後1年(結核及び精神病の場合3年)以内に死亡した場合で,遺族年金,公務扶助料等の遺族給付が行なわれないときは,遺族一時金(10万円)が支給される。昭和39年10月にこの遺族一時金の制度が創設されてから43年3月末までに,軍人については2,317件,軍属については129件支給されている。

軍人、軍属、準軍属が公務上の傷病又は事変、戦争勤務に関連する傷病により昭和16年12月8日以後に死亡した場合には、その遺族に対し、弔慰金(軍人、軍属5万円、準軍属3万円)の10年以内償還、年利6分の記名国債)が支給される。27年の法施行以来、43年3月末までの支給件数は、軍人については180万6,448件、軍属については13万7,182件、準軍属については10万5,807件、総計約205万件に及んでいる。

戦没者等の妻が、過ぐる大戦の敗戦に伴い特別の事情のもとに置かれたという観点から、国がこれらの妻を特別にねぎらうため、38年3月に戦没者等の妻に対する特別給付金支給法が制定された。支給対象となる者は、日華事変ぼつ発(昭和12年7月7日)以後の公務上の傷病により死亡した軍人、軍属、準軍属の妻であつて、38年4月1日に遺族年金、公務扶助料等の遺族給付を受ける権利を有していた者である。特別給付金は、20万円、10年以内償還、無利子の記名国債で支給される。創設以来43年3月末までの支給件数は40万8,809件である。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法は、公務上の傷病により昭和16年12月8日以後死亡した軍人、軍属、準軍属の遺族であつて、弔慰金を受ける権利を取得した者(この該当者がいない場合には、戦没者の子とされ、この戦没者の子もいない場合には一定の要件のもとに兄弟姉妹とされる。)に対し、同一の戦没者について遺族年金、公務扶助料等の遺族給付を受ける権利を有する者がいない場合に、国として弔慰のため特別弔慰金を支給するため、40年6月に制定された。特別弔慰金は、3万円、10年以内償還、無利子の記名国債で支給される。43年3月末現在で27万7,983件が支給された。

軍人、軍属、準軍属の遺族に対する援護は、27年に戦傷病者戦没者遺族等援護法の制定以来、逐次拡充されてきたが、39年に大改正がなされて、ほぼ現在の体系ができた。40年度においては年金額等の増額措置が行なわれ、41年度においては、遺族の範囲の拡大を主とする改正が行なわれた。

42年度においては、次のような戦没者遺族に対する処遇改善がなされた。

まず、新立法としては、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法が42年7月14日に公布された。この法律は、過ぐる大戦により、すべての子又は最後に残された子を軍人、軍属又は準軍属として戦闘その他の公務により失つた父母及びこれらの父母と同様の立場にある孫を失つた祖父母については、その最愛の子などを国に捧げ、そのため子孫が絶えたといういしれぬ寂しさや孤独感と戦つて生きてこなければならなかつたという特別の事情がある点にかんがみ、国としてこのような戦没者の父母及び祖父母の精神的痛苦に対して特別給付金を支給しようとするものである。支給対象となる者は、日華事変ぼつ発以後の公務上の傷病により死亡した軍人、軍属、準軍属の父母又は祖父母として42年4月1日に遺族年金、公務扶助料等の遺族給付を受ける権利又は資格を有するものであつて、その戦没者の死亡の当時他に子も孫もなく、その後42年3月31日までの間に子も孫も出生しなかつた者である。特別給付金は、10万円、5年以内償還、無利子の記名国債で支給された。創設以来43年3月末現在で、支給件数は3,632件である。

戦傷病者戦没者遺族等援護法については、次のような改正が行なわれ、42年10月1日から施行された。

改正の第1点は、公務扶助料の増額と関連して遺族年金、遺族給与金の額を年齢等の区分により、10%ないし28.5%増額することとしたことである。この結果、70歳以上の遺族に支給される遺族年金は11万9,000円、同じく遺族給与金は8万3,300円となつた。

改正の第2点は、日華事変中、公務傷病ではないが、公務傷病とみなされるものにより死亡した軍人、軍属に関する遺族年金の額は、これまでは本来の公務傷病によるものの6割とされていたが、これを本来の公務傷病によるものと同額とすることとしたことである。

改正の第3点は、祖父母等に対する遺族年金、遺族給与金について、その支給条件のうち、その祖父母等を扶養することができる直系血族がないことという条件を撤廃することとしたことである。

改正の第4点は、準軍属の後順位者である遺族にも、軍人及び軍属の後順位者である遺族の場合と同様、後順位遺族給与金(年額3,500円)を支給することとしたことである。

改正の第5点は、事変又は戦争勤務に関連する傷病による死亡を支給事由とする弔慰金について、従来在職期間経過後2年(結核、精神病の場合は6年)以内に死亡した場合にも支給することになつていたが、在職期間経過後4年(結核及び精神病の場合は12年)以内に死亡した場合にも支給することとしたことである。

なお,43年度においては次のような処遇改善がなされた。

改正点は,42年度における公務扶助料の額の増額率10%ないし28.5%を43年度において20%ないし35%と修正することにより公務扶助料の額が増額されることに関連して遺族年金及び遺族給与金の額を同様の方法で増額したものである。この結果,70歳以上の遺族に支給される遺族年金は12万5,500円,同じく遺族給与金は8万7,850円になった。

第3章 社会福祉

第4節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

1 戦没者の遺族,戦傷病者の援護等

(2) 戦傷病者の援護

過ぐる大戦において,公務上負傷した者及び疾病にかかつて今なお療養の必要がある者は,全国に約17万人から18万人いると推定されている。

これらの戦傷病者に対しては,現在,恩給法又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による所得保障と戦傷病者特別援護法による医療保障等が行なわれている。また,戦傷病者のうち重度の障害者の妻に対しては,戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金が支給されている。

第3章 社会福祉

第4節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

1 戦没者の遺族,戦傷病者の援護等

(2) 戦傷病者の援護

ア 所得面の援護

戦傷病者戦没者遺族等援護法によつて戦傷病者に支給される給付は,障害年金及び障害一時金である。

軍人,軍属,準軍属が公務上傷病を受け,不具廃疾となつた場合は,障害年金又は障害一時金が支給される。昭和43年3月末現在の障害年金の受給人員は,軍人183人,軍属2,292人,準軍属1,219人である。障害一時金を昭和43年3月末までに受けた者は437人である。

障害年金,障害一時金の額は軍人,軍属,準軍属の別及び不具廃疾の程度によつて異なっている。

42年度においては戦傷病者戦没者遺族等援護法について次のような改正が行なわれた。

改正の第1点は,従来恩給法による第1款症から第3款症の障害者については,その不具廃疾の程度が変動しないと認められる場合には障害一時金が支給され,それ以外の場合には障害年金が支給されることになっていたが,今後は受給者の選択により年金又は一時金のいずれかを支給することとしたことである。

改正の第2点は,遺族年金と同様,増加恩給の増額に関連して,障害年金,障害一時金を不具廃疾の程度に応じて28.5%ないし20%増額することとしたことである。この結果最も重い程度の障害者である特別項症の者に支給される障害年金は軍人,軍属の場合,58万0,500円,準軍属の場合40万6,350円になつた。

改正の第3点は,日華事変中,公務傷病ではないが,公務傷病とみなされるものにより不具廃疾となつた軍人,軍属に関する障害年金について遺族年金と同様本来の公務によるものと同額とすることとしたことである。

さらに43年度においては,次のような法改正が行なわれた。

改正点は,42年度における恩給法の傷病恩給の額の増額率28.5%ないし20%を43年度において,35%ないし28.5%と修正することによりこれらの傷病恩給の額が増額されることに関連して障害年金及び障害一時金の額を同様の方法で増額しようとするものである。この結果最も重い程度の障害者である特別項症の者に支給される障害年金は軍人及び軍属の場合60万9,000円,準軍属の場合42万6,300円となる。

戦傷病者自身に対する障害年金,増加恩給のほか,戦傷病者の妻に対しては,戦傷病者と一心同体の立場で,久しきにわたり,夫の日常生活上の介助及び看護,家庭の維持等のための大きな負担に耐えつつ今日に至つたという精神的痛苦を国がねぎらうことを目的として制定された戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法がある。支給対象となる者は,日華事変ぼつ発以後の公務上の傷病により恩給法による特別項症から第6項症及び第1款症までに該当する不具廃疾となり,38年4月1日において軍人,軍属,準軍属に関する障害年金,増加恩給等を受けている者の妻及び同日までに障害一時金又は傷病賜金等を受けたことがある者の妻である。特別給付金は,10万円,10年以内償還,無利子の記名国債で支給される。

41年に創設されて以来,43年3月末までの支給件数は3万5,521件である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第3章 社会福祉

第4節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

1 戦没者の遺族,戦傷病者の援護等

(2) 戦傷病者の援護

イ 医療面その他の援護

所得面以外の戦傷病者に対する援護は,38年に制定された戦傷病者特別援護法に基づいて行なわれている。この法律は,従来から各種の法律により行なわれてきた戦傷病者に対する援護を整備統合し,より一層援護の充実を図るようにしたもので,戦傷病者に対して戦傷病者手帳を交付し,これらの者に次のような援護を行なうことを目的としている。

- (ア) 療養の必要があると認定した者に療養の給付を行なうこと。
- (イ) 長期入院患者に療養手当を支給すること。
- (ウ) 療養の給付を受けている戦傷病者が死亡した場合その遺族に葬祭費を支給すること。
- (エ) 更生するために医療の必要があると認定した者に更生医療の給付を行なうこと。
- (オ) 補装具の支給及び修理を行なうこと。
- (カ) 重度障害者を国立保養所へ収容すること。
- (キ) 戦傷病者及びその介護者が日本国有鉄道の鉄道及び連絡船へ乗車及び乗船する場合に無賃の取扱いをすること。

この法律により戦傷病者手帳の交付を受けている者の数は,43年3月末現在で13万0,342人に達しており,42年度における援護のおもなものの給付実績は次のとおりである。

- (ア) 療養給付受給者数5,834人(43年3月末現在)
- (イ) 更生医療の給付件数67件(42年度間)
- (ウ) 補装具の支給及び修理9,200件(42年度間)
- (エ) 国鉄無賃乗車券引換交付件数10万9,567件(42年度間)

このほかこの法律には,戦傷病者の福祉の増進を図るために,40年10月から,援護の受給に関する事項,更生や職業その他生活上の問題などについて,民間人の立場で,戦傷病者の相談相手となつて必要な助言指導を行なう戦傷病者相談員の制度が設けられ,現在全国で705人の民間人が厚生大臣から委託を受けて業務に従事している。

また,42年度においては,この法律の一部が改正されて次のような援護内容の改善が行なわれた。

- (ア) 療養手当の額を3,000円から3,400円に引き上げる。
- (イ) 戦傷病者相談員の数を470人から705人に増員する。

厚生白書(昭和43年版)

さらに,43年度においては,援護の内容を改善するため,4月から療養手当の額が3,400円から3,600円に増額された。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第3章 社会福祉

第4節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

1 戦没者の遺族,戦傷病者の援護等

(3) 戦没者の追悼行事等

ア 全国戦没者追悼式

さきの大戦において死没した300万人余の軍人,軍属,準軍属,一般市民に追悼の誠を捧げるため,政府は昭和38年から毎年,8月15日に全国戦没者追悼式を挙行している。

43年の式典は,天皇,皇后両陛下御臨席のもとに,東京九段の日本武道館において,全国の戦没者遺族代表をはじめ,国会,政府その他各界の代表等約5千人が参列して厳粛にとり行なわれた。

式典当日は官公庁,銀行,会社などはいつせいに半旗を掲げ,正午には全国民がそれぞれの職場や家庭において,式場における黙とうに合わせていつせいに黙とうを行ない,戦没者に追悼の誠を捧げるとともに平和への思いを新たにした。

第3章 社会福祉

第4節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

1 戦没者の遺族,戦傷病者の援護等

(3) 戦没者の追悼行事等

イ 海外戦没者の遺骨の収集

海外戦没者の遺骨収集,現地慰霊については,政府が23年以来各地に遺骨収集団を派遣して実施したのであるが,なにぶんにも広範な地域に対して限られた人員と日数をもつて行なわれたものであり,その後山野に未処理の遺骨が発見されたという事例もしばしば見受けられるようになったので,政府としては,戦後20余年を経た今日の遺族の心情及び国民感情を十分に考慮し,なるべく早期に遺骨収集の問題が終結するよう努力することとし,42年度以降新たな計画により最終的な処理を行なうための遺骨収集を実施することとした。

42年度における遺骨収集は,新しい計画による第1年度の事業として,パラオ諸島のペリリュー島フィリピンのレイテ島及びルソン島(遺骨の状況調査が主目的),マリアナ諸島のサイパン島,テニヤン島及びロタ島について行なわれた。

なお,43年度においては,フィリピンのルソン、島及び西部ニューギニアのビアク島の遺骨収集と,フィリピンのセブ島,ネグロス島,ミンダナオ島,ホロ島の遺骨の状況調査が予定されている。

第3章 社会福祉

第4節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

1 戦没者の遺族,戦傷病者の援護等

(4) 戦没者に対する叙位及び叙勲

昭和39年1月7日の閣議で,戦没者に対する叙位及び叙勲の事務を再開することが決定され,同年4月に第1回分が発令されてから,43年3月までに48回,計約120万人に対して叙勲が行なわれ,そのうちの3万4,000人に対しては,あわせて叙位が行なわれている。その年度別の内訳は第3-4-2表のとおりである。

第3-4-2表 叙位,叙勲発令数

第 3-4-2 表 叙位, 叙勲発令数

(単位:人)

	叙位を受けた者	叙勲を受けた者
総 数	33, 598	1, 192, 095
39 年 度	—	127, 700
40	—	302, 059
41	8, 982	338, 922
42	24, 616	423, 414

厚生省援護局調べ

これらの叙位及び叙勲の対象になる者は,今次の戦争に関する勤務に従事し,これに関連して死亡したものと軍人,軍属などで,総数約212万人と推定されており,この事務はおおむね5か年計画で処理することとしている。そのうち約100万人は,終戦後この事務が途中で打ち切られた当時,既に内部手続きが終わっていた者であつて,これまでに発令された者の大部分を占めている。また,その他の内部手続きが終わっていない約112万人についても,当時の基準に基づいて,約35万人に対し発令が行なわれている。

しかしながら,戦後既に20年以上を経過した現在叙位叙勲の対象になる戦没者の身上についての資料や遺族等の調査には,多くの困難が伴っているため,これまでの事務処理は,当初の計画に比べて,かなり遅れているが,今後においては,この遅れをできるだけ早く取りかえすとともにも,閣議で決定された主旨に沿つて,この事務が進ちよくするように努めることとしている。

第3章 社会福祉

第4節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

2 未帰還者の調査と引揚者の援護等

(1) 未帰還者の調査

今次の戦争が終結した時,海外にあつた同胞は,約600万人以上であつたが,じ来20数年にわたるたゆまぬ引揚促進対策及び未帰還者の調査等の業務の推進等により相当な成果をあげて今日に至つており,43年3月末現在における未帰還者は4,512人である。その地域別の数は第3-4-3表のとおりである,

第3-4-3表 地域別未帰還者数

第 3-4-3 表 地域別未帰還者数
(単位:人)

地	域	未帰還者数
総	数	4,512
ソ連(樺太・千島を含む)		442
北	朝 鮮	130
中	共	3,614
南	方	326

厚生省援護局調べ

これら未帰還者は,異境の地にあつて,その生死が明らかにされない者又は望郷の念にかられながらも故国に帰れない状態に置かれている者であり,そのひとりひとりが,いずれも,その肉親にとつてはかけがえのない人々であつて,その消息を待ちわびている留守家族の心情は察するに余りあるものがあり社会的にゆるがせにできない問題である。

したがつて,厚生省としては,国内的には帰還者等から情報の提供を得て,未帰還者の行動経過を追い,その足どりを検討しつつ,最終的に消息を明らかにするため忍耐づよく反復調査を続け,また,対外的には,外交折衝,又は赤十字ルート等による話し合いなど国の内外を通ずる諸調査によりこの問題の解決に努めてきているが,特に対外的な調査については微妙な国際情勢などのため,なお相当な困難を伴うものと考えられる。しかしながら昭和39年10月ソ連政府に調査を依頼した2,974人の状況不明の未帰還者について,ソ連側から41年5月までの間に,その全員の調査結果の通報を受けたことは,対外的な調査の成果として注目すべきことである。ただし,ソ連側の通知のうち,「死亡した」とあつた210人については,その者の死亡場所死亡の原因が明らかでなく,また,「既に本邦に帰国した」とあつた78人については,いずれも同姓同名の異人であつたので,41年11月再度ソ連政府にこれらの者について調査を依頼したが,まだ回答に接していない。なお終戦前後のある時期に南朝鮮において消息を絶つた状況不明の未帰還者245名の,調査を42年6月韓国政府に依頼した。

未帰還者は,調査究明の結果,具体的に死亡の日時や場所,死亡の原因などを確認できた者に対しては,戸籍法第89条の規定により死亡の報告を行なつており,具体的に死亡したことを確認できないが,その消息を絶つた時期や場所などから総合的に判断して,既に死亡したものと認められる者に対しては,「未帰還者に関する特別措置法」の規定により,「戦時死亡宣告」の申立てを行なつているが,これら戦時死亡宣告を受け

厚生白書(昭和43年版)

た者は生死が明らかでないまま戸籍を抹消されているので,厚生省としては,引き続き未帰還者の調査と同様に,その消息の調査を継続している。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第3章 社会福祉

第4節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

2 未帰還者の調査と引揚者の援護等

(2) 引揚者の援護

終戦に伴う海外からの日本人の引揚げは,現在では主として共産圏地域だけに残された問題となった。

これらの地域からの集団引揚げの方式が昭和34年に打ち切られたため,現在では,同地域の未帰還者が個別に随時に帰国できるような手段がとられている。

最近では,ソ連,中共及び韓国からの個別引揚げが行なわれており,これを歴年別にみると,40年に247人,41年に143人,42年に121人となっている。

特異な事項としては,近年,韓国に残留していた日本婦女子の帰国が漸増していること及び北朝鮮地域からの引揚げが31年を最後に全くみられないことなどがあげられる。

なお,共産圏地域には帰国を希望する日本人が多数いることが判明しているので,このような帰国希望者の引揚促進については外交ルート,赤十字ルート等を通じあらゆる手段が講ぜられている。

最近の引揚者に対する応急援護は,従来,船運賃国庫負担の制度,上陸地における金品の支給,給食,着き先までの移送及びこれに関連する各種の援護の他にソ連及び中共地域については,居住地から出境地まで(たとえば旧満州地区から香港まで,又は旧樺太からナホトカまで)の旅行に必要なすべての経費を国庫が負担する措置が講ぜられている。

海外からの引揚者の着き先で行なういわゆる定着援護には,住宅の貸与,更生資金の貸付,引揚者給付金の支給,就職あっせんなどがある。

このうち引揚者給付金の支給は,32年に成立した引揚者給付金等支給法に基づいて,引揚者と引揚前に外地で又は引揚後32年3月31日以前に死亡した者の遺族に10年償還の国債で支給するものであるが,43年3月現在国債が発行されたものは,約318万人,約462億円である。

最近の引揚者のうちには,外地に残留を余儀なくされた日本婦人で終戦後現地人との間にもうけた子供を連れて帰国した者,樺太に本籍があつて内地に戸籍のない者あるいは,やむをえず外国の国籍をとつた者等特殊のケースが多くみられる。そこで,これらの引揚者をすみやかに更生自立させるため,従来行なつてきた援護のほかに,国籍問題の処理,戸籍法に基づく就籍の指導,日本語を解しない子供の就学指導,母子世帯の保護をはじめとし,広範な社会福祉施策を総合的に講じている。

なお,引揚者の援護と関連して,共産圏地域からの帰国者のうち,抑留等のため残留を余儀なくされている間に傷病を受けた者に対しては,戦傷病者戦没者遺族等援護法と戦傷病者特別援護法に基づき,障害年金の支給,療養の給付等が行なわれている。

また,共産圏地域から帰国するまでの間は,未帰還者留守家族等援護法に基づいてその留守家族に留守家族手当が支給され,不幸にして未帰還者がそのまま外地で死亡したときは,その遺族に葬祭料と遺骨引取経費が支給されている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第3章 社会福祉

第4節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

2 未帰還者の調査と引揚者の援護等

(3) 戦時死亡宣告

未帰還者について調査究明を行なった結果,どうしてもその生死を明らかにしえない場合があるが,この場合未帰還者の身分的に不安定な状態を解消し,留守家族に対して適切な援護措置を講ずるため,未帰還者に関する特別措置法に基づき,留守家族の同意を得て,厚生大臣が家庭裁判所に民法第30条の失踪宣告(戦時死亡宣告)の申し立てを行なうことにしている。この制度によつて死亡とみなされる未帰還者の数は,最近かなり減少したが,なお42年度においては340人となつており,制度ができてから43年3月31日までの累計は,1万8,504人に達している。戦時死亡宣告を受けた未帰還者が,身分上恩給法又は戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用を受ける者である場合は,原則として公務により死亡したものとみなされ,その遺族に対してこれらの法律により公務扶助料又は遺族年金が支給される。また,未帰還者に関する特別措置法に基づき,3万円(公務扶助料等の支給を受ける場合は2万円)の弔慰料が支給される。

第3章 社会福祉

第4節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

2 未帰還者の調査と引揚者の援護等

(4) 在日朝鮮人の北朝鮮帰還

在日朝鮮人の北朝鮮帰還は,34年8月に成立した「日本赤十字社と朝鮮民主主義人民共和国赤十字会との間における在日朝鮮人の帰還に関する協定」に基づいて行なわれ,155回にわたり8万8,611人が北朝鮮に帰った。

この協定に基づく帰還事業は,人道的立場に立つて帰還希望者を多数早期に帰還させることを目的としたものであるが,関係当局の多大な努力により円滑に実施された結果所期の目的を達成したので,42年11月12日をもって終了した。

協定の終了に伴い,日朝両赤十字は,協定終了後の北朝鮮帰還についてモスクワにおいて約1か月間,セイロンのコロンボにおいて約2か月間にわたり会談を行なつたが,この会談はついに妥結をみることなく打ち切りとなった。

コロンボ会談において日本側は,協定有効期間内に帰還申請を行なつたが同期間内に帰還できなかつた人々を,その希望どおりすみやかに帰還させるため,北朝鮮側が可能な限り配船を行なうことを条件として,暫定措置として43年7月未まで協定の例により便宜供与を行なうことを提案し,さらに,この措置の終了後において北朝鮮に向けて出国を希望する人々は,必要な手続きを履行したうえ,出国証明書の発給を受け自ら選ぶ一般の便船により日本を出国することとなるが,出国希望者が相当数に達したときには,その都度,北朝鮮側からの配船を認めるという日本政府の方針を説明した。

これに対し北朝鮮側は,従来 of 協定に類似したものを新たに締結し,事実上帰還事業の継続を図るという意図を最後まで捨てず,そのため日本側のすべての提案を全面的に拒否したものである。

しかしながら政府は今後とも在日朝鮮人の北朝鮮向け出国のみちを開いており,出国希望者は,一般外国人と同様に,通常の便船により個別に出国することができるよう配慮している。
